

(様式6)

判断基準が法令の定めと言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準(不利益処分関係)

				資料番号	11	担当課	産業政策課
法令名	計量法	根拠条項	法第121条第2項で準用する法第35条	不利益処分の種類	指定計量証明検査機関への検査業務従事者解任命令		
解任命令 法第35条 都道府県知事又は特定市町村の長は、指定期検査機関の役員又は第28条第2号に規定する者がこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又は業務規程に違反したときは、その指定期検査機関に対し、その役員又は同号に規定する者を解任すべきことを命ずることができる。							
準用規定 法第121条 第117条第1項の指定は、検査業務を行おうとする者の申請により行う。 2 第27条から第39条まで及び第106条第2項の規定は、指定計量証明検査機関及び計量証明検査に準用する。この場合において、これらの規定中「都道府県知事又は特定市町村の長」とあり、及び第106条第2項中「経済産業大臣」とあるのは「都道府県知事」と、第27条、第28条及び第38条第5号中「第20条第1項」とあるのは「第117条第1項」と読み替えるものとする。							